

2010年5月17日

R&I、証券化商品に関する米SECのNRSRO登録取り下げを申請

格付投資情報センター（R&I）は、5月14日、証券化商品の信用格付に関するNRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization、全米で認知された統計的格付機関）登録の取り下げを米証券取引委員会（SEC）に対して申請しました。SEC規則によれば、この申請の効力は、申請から45日後に発効する予定です。

R&Iは、2007年9月24日、米格付会社改革法に基づき、5つの信用格付クラス（事業会社、金融機関、保険会社、証券化商品及び政府証券）について、NRSROとしてSECに登録されました。今回の申請は、このうち証券化商品の信用格付に関する登録を取り下げるもので、残りの4つの信用格付クラスについては引き続きNRSROとして登録されます。また、この取り下げが発効した後（2010年6月28日）は、NRSROに適用されるSEC規則の内、証券化商品に関する規則についてはその適用を受けなくなるものと理解しています。

2009年9月、SECはNRSROが信用格付を付与する証券化商品の情報開示に関する規則を改正しました（「改正規則」注1）。この改正規則の遵守日は2010年6月2日です。R&Iは、2008年6月の改正規則案公表時より、日本の金融商品取引法等に基づく開示関連の法令との整合性、日本の証券化市場の特性並びに信用格付の品質の観点から、改正規則より日本を適用除外すべきとの主張をしてきました。R&Iは、改正規則が米国外の募集には適用されないとの解釈を提供するようSECに依頼しており、当社の取り下げ申請が発効する以前に解釈が提供されることを期待します。しかしながら、現状では改正規則の適用範囲及び非米国募集への適用可能性が明確でなく、このままでは証券化商品を通じた資金調達に支障をきたす恐れがあることから、今般上記結論に至りました(注2)。

注1：本年6月2日からNRSROに対して遵守が求められる改正規則の概要は以下の通りです。

NRSROが、証券化商品の発行体、スポンサー又は引受会社から手数料を受け取って証券化商品に信用格付を付与することは、以下の措置がとられていない限りは禁止：

- ・NRSROは、信用格付を依頼された証券化商品に関する一定の情報を、パスワードで保護された自社のウェブサイト上で他のNRSROに対して開示する。
- ・NRSROは、信用格付を依頼された証券化商品の発行体、スポンサー又は引受会社から、当該証券化商品に関して、当該NRSROへ提供する情報をパスワードで保護された当該発行体、スポンサー又は引受会社のウェブサイト上で他のNRSROに対して開示する旨の表明（representation）を受領する。

注2：ただし、効力発生日までに本申請に影響を与えるような新たな展開があった場合には、申請を取り下げることがあります。

改正規則について、R&Iは、6月2日以降の日付の格付申込書に基づいて付与された信用格付に適用されると理解しています。

本件に関するお問い合わせは、ストラクチャードファイナンス本部 北原 一功又は石渡 明（03-3276-3406）までお願いいたします。

以上